

第 2 部 災害対策・減災対策

第1章 自助や共助を育む対策の推進

第1節 住民や地域の防災対策の促進

主管課：総務課

目標

生命を守り、自助・共助を育む防災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組みや共助への参画、地域での共助の取組みを促進するため、地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

実施内容
住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害発生時の行動マニュアル等の配布
防災訓練、防災啓発の実施及び支援
町広報等での定期的な啓発による危機意識の醸成
防災行政無線やSNS等、災害時における情報伝達手段の啓発
地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

【自主防災組織等が実施する対策】

1 災害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発や、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練等の積極的な実施に努める。

【NPO・事業所等が実施する対策】

1 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

住民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、住民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

2 町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、県や町が実施する住民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

3 事業活動を通じた顧客への防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、住民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取組むとともに、防災対策上、発災時に住民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

【住民が実施する対策】

1 訓練への積極的な参加

自主防災組織（自治会）や町が行う訓練に積極的に参加し、自分や家族の訓練や防災意識の醸成に努める。

2 家族防災会議の開催

家族で災害の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に行い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

3 自宅や通勤先・通学先等の災害発生時における被害想定把握

町が提供するハザードマップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が災害発生時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて災害種別ごとの避難所を確認する。

4 “災害から命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策等、地震対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している住民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

5 “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等に取り組む、発災後、支援があるまでの間、自らの命を守るための備えに努める。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に努める。

6 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

災害により被災した場合であっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、地震の“揺れ”等への対策の徹底のほか、地震保険に加入する等の対策を講じるよう努める。

第2節 防災人材の育成・活用

主管課：総務課、福祉課

目標

防災に関する様々な防災人材の育成に努めるとともに、地域の防災活動への参画の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織（自治会）と連携して、防災人材の活用を図る。

2 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。また、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成についても同様に取り組む。

3 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織（自治会）の代表と連携し、自主防災組織（自治会）を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織等活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。研修や啓発活動への参加を通して、教育・啓発を行う。

4 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用する等して、自主防災組織（自治会）の相互連携を促進する。

【自主防災組織・災害ボランティア団体等が実施する対策】

1 構成員に対する教育・啓発

県や町が実施する研修や啓発活動を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティア団体等において、災害ボランティア支援センター運営に関わる人材の育成研修や、多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場を提供し、災害ボランティアコーディネーター災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

3 構成員に対する教育・啓発

町が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

【住民が実施する対策】

1 町の防災人材育成事業への積極的な参画

住民は県や町が実施する研修や啓発活動に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力を努める。

第3節 自主防災組織（自治会）・消防団の活動支援及び活性化

主管課：総務課

目標

自主防災組織（自治会）・消防団の活性化と相互連携の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 自主防災組織（自治会）の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

支援内容
訓練等の自主防災活動に対する支援
自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画の作成支援
防災資機材の整備にかかる支援
自主防災組織リーダー等の人材育成
組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化の推進
必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

2 自主防災組織の結成推進

地域住民の自主防災組織については、ほとんどの地域で結成されているが、自主防災組織の未結成地域においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

また、消防団との連携強化を促進するため、地域での訓練や啓発等の支援に努める。

3 消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

また、自主防災組織との連携強化を促進するため、地域での訓練や啓発等の支援に努める。

4 自主防災組織（自治会）や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織（自治会）や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

【自主防災組織や消防団が実施する対策】

1 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発等を継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけ等を継続的に実施するとともに、消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

【住民が実施する対策】

1 自主防災組織（自治会）や消防団の活動への参画

地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

第4節 ボランティア活動の促進

主管課：福祉課（社会福祉協議会）

目標

社会福祉協議会と連携し災害ボランティア活動の促進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害ボランティア支援センターの活動拠点・環境の整備

町災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備や、町社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等との連携を進めることにより、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

2 災害ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

各市町の災害ボランティア支援センターやみえ災害ボランティア支援センター等との町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

3 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティア支援センターを運営支援するボランティアや災害ボランティアコーディネーター等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

4 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

5 災害時の災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

【住民や企業が実施する対策】

1 住民の災害ボランティアへの参画

可能な範囲で住民は災害ボランティア等への協力や参画に努める。

2 災害時の従業員等の災害ボランティアへの参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

主管課：総務課

目標

企業・事業所と地域が連携した防災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。

2 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

3 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

【企業・事業所が実施する対策】

1 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓等をふまえた防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備に努める。

3 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- (1) 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- (2) 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

4 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- (1) 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- (2) 業種や事業規模に応じ、災害時に町や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結する等、地域の防災対策に貢献するよう努める。

【自主防災組織等が実施する対策】

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力向上に努める。

第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

主管課：こども課、教育課

目標

すべての児童・生徒等の安全確保に努めるとともに、地域と連携した防災教育の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校・保育園等では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

東日本大震災の教訓をふまえ、各学校・保育園等の立地条件に応じた避難計画等の防災計画を策定し、計画に沿った訓練を実施する。また、随時見直しを図る。

2 学校施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策

学校施設等の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

3 学校施設等の安全点検

学校施設等の点検を行い、必要な補修を行う。また、職員室や教室等において書棚等の転倒の恐れのある備品の固定を行う。

4 児童・生徒等の安全確保

登下校時等の児童・生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童・生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

5 児童福祉施設等の防災対策の推進

公立の児童福祉施設については、公立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進する。

6 防災教育の推進

児童・生徒に対して、防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。

7 学校防災リーダーの育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進するとともに、防災研修を実施し、人材の育成を推進する。

8 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノート等の活用による家庭と連携した防災教育に取り組む。

9 地域と学校・保育園等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担等を整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法について、町が実施する地域と合同の防災訓練等を通じて、地域と学校・保育園等が事前に話し合いを行っておく。

【住民が実施する対策】

1 家庭における防災についての話し合い

学校・保育園等での防災教育を家庭で共有するとともに、事前の防災対策及び発災した際の取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

主管課：総務課、福祉課

目標

要配慮者の避難対策に最大限配慮した地域づくりに努めるとともに、全住民が「命を守るための避難行動」をとることができるよう避難対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 指定避難所（指定緊急避難場所）の住民等への周知

災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所として、また、被災者が一定期間滞在し一定の生活環境が確保されるものを指定避難所として、あらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所、指定避難所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難所の確保に努め、必要に応じて防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置する等、住民、観光客等に対する周知を図る。

なお、災害対策基本法では、指定緊急避難場所と指定避難所を区別しているが、相互に兼ねることもできるとされているため、多気町では指定避難所（指定緊急避難場所）として指定する。

（1）指定避難所（指定緊急避難場所） 《優先開設》

避難所名	住所	電話番号	災害危険性			避難対象地区※
			洪水	土砂災害	地震	
津田地区公民館	井内林 894-1			⚠		津田地区 (三疋田、四疋田を除く)
天啓の里	四疋田 587-1	38-8090				三疋田・四疋田
BANKYO 文化会館	相可 1587-1	38-1121				相可地区・佐奈地区
外城田地区公民館	森荘 570-1					外城田地区
勢和公民館	朝柄 3127-2	49-4511 (勢和 振興事務所)		⚠		波多瀬・朝柄・片野・上出 江・下出江
ささゆり苑	朝柄 2889	49-4524				古江・色太・土屋・車川
勢和東公民館	丹生 1807	49-3006				丹生

※避難対象地区は避難の目安として記入したもので、実際には一番避難しやすい所へ避難してください。

※ ⚠ 印がある避難所は該当の災害に対して特に注意してください

(2) 指定避難所（指定緊急避難場所） ※優先開設避難所の定員を超えた場合に開設。

避難所名	住所	電話番号	災害危険性		
			洪水	土砂災害	地震
津田小学校体育館	井内林 138	38-2138	⚠		
相可小学校体育館	兄国 464	38-2047	×		
相可地区公民館	兄国 808-4		×		
多気中学校第1体育館	相可 1540	38-2017			
多気中学校第2体育館	相可 1540	38-2017			
Dream オシャレトレーニングセンター	相可 1608	38-1131			
佐奈小学校体育館	仁田 120	37-2101			
佐奈地区公民館	仁田 12		×		
外城田小学校体育館	森荘 534-1	37-2522			
相可高校体育館	相可 50	38-2811	×		
勢和小学校体育館	片野 2343	49-2054		⚠	
勢和中学校体育館	片野 2254	49-2029		⚠	

※×印がある避難所は該当の災害時に避難所を開設しません。

(3) 福祉避難所 ※要配慮者を受け入れる設備が整った避難所。長期的に避難する場合に開設。

避難所名	住所	電話番号	災害危険性		
			洪水	土砂災害	地震
介護老人保健施設 みずほの里	仁田 706-7	37-2566			
介護老人保健施設 なごみの里	古江 1512-1	49-8858			

(4) 自主防災組織（自治会）の避難所

各自主防災組織（自治会）は、安全性、必要性について検討し、各公民館等を自主防災組織（自治会）の避難所または防災拠点とすることができる。

2 避難行動（安全確保行動）の考え方

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項を出来る限り事前に明確にしておく必要がある。

(1) 避難所（避難場所）の特定

- ・河川氾濫や土砂災害等、災害種別ごとに命の脅威がある場所を特定する
- ・それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを明確にする
- ・どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを明確にする

(2) 避難行動（安全確保行動）

- ・指定避難所（指定緊急避難場所）への立退き避難
- ・「近隣の安全な場所」（親戚や友人宅等近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- ・「屋内安全確保」（自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域内になく、浸水しない居室があり、食糧等

の備えがある場合、より安全な部屋や2階等への移動)

- ・「緊急安全確保」(立退き避難の必要があるが、適切なタイミングで避難しなかった等により避難が遅れたため、災害が発生し、安全に立退き避難ができない場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身を守るため、今いる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動)

(3) 町の責務・住民の避難行動の原則

- ・避難指示等には強制力は伴っていない
- ・町の責務は、一人一人が適切な避難行動をとることができるように、判断ができる知識と情報を提供すること
- ・住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に陥ることなく、自らの判断で避難行動をとることが原則

(4) 避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

項目	内容
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の恐れがあり、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する ・その他の人は出勤等の普段の行動を見合わせ始めたり、立退き避難の準備を整えとともに、自主的に避難を開始することが望ましい ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所(指定緊急避難場所)へ立退き避難することが強く望まれる
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の恐れが高く、全員が予想される災害に対応した指定避難所(指定緊急避難場所)等へ速やかに立退き避難する ・指定避難所(指定緊急避難場所)等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生または切迫しており、立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、本行動を安全にとることができるとは限らず、身の安全を確保できるとは限らない

(注) 突発性が高く事前予測が困難な場合は、指定避難所(指定緊急避難場所)の開設を終える前に、避難指示が発令される場合がある。また、夜間であっても避難指示等が発令される場合もあることに留意する。

3 避難指示等の発令基準

以下の基本的な発令基準を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含め、総合的に判断し、避難指示等を発令する。なお、日没等避難完了までの時間帯を考慮するが、突発性が高く事前予測が困難な場合は、夜間であっても躊躇することなく避難指示等を発令する。(避難誘導時間は1時間程度とする)

(1) 榎田川

対象情報	基本的な発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・両郡観測所において、水位が5.80m【避難判断水位(レベル3水位)】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 ・指定河川洪水予報により両郡観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている。 ・国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相

	<p>当（赤）」になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 古江須原親水公園が目視により冠水すると認められ、さらに水位が上昇する見込みがある。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 両郡観測所において、水位が6.70m【氾濫危険水位（レベル4水位）】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 両郡観測所において、水位が7.20mを観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった。

(2) 佐奈川

対象情報	基本的な発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 西山橋観測所において、水位が2.70m【避難判断水位（レベル3水位）】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 西山橋観測所において、水位が3.20m【氾濫危険水位（レベル4水位）】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 西山橋観測所において、水位が3.83m【堤防天端高さ】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった。

(3) 土砂災害

対象情報	発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い風雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 避難指示の発令が必要となるような強い風雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合 土砂災害が発生した場合

(4) その他気象情報等

多気町内に特別警報が発令された場合
1時間雨量が50mmまたは3時間雨量が100mmを超える見込みがある場合
予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要になることが想定される場合
ダムの管理者から異常洪水防災操作開始予定の通知があった場合
水門が閉まらない等の事故が発生した場合
破堤につながるような大量の漏水や亀裂、越水等を発見した場合
堤防が決壊した場合

(5) 避難すべき地域

避難すべき地域は、町内全域、小学校区単位、自治会単位とし、予想される災害に応じて判断する。

河川洪水の場合	佐奈地区、相可地区、津田地区、古江、朝柄、車川等
土砂災害の場合	土砂災害警戒情報が発令された範囲にある自治会等

(6) 避難指示等の伝達手段

町防災行政無線（同報系）
SNS（多気町防災情報伝達アプリ、町公式LINE等）
エリアメール
町行政チャンネル（ケーブルテレビ）
町ホームページ
広報車、消防団、自主防災組織（自治会）、近隣住民等による呼びかけ

(7) 避難指示等の伝達文の例

《高齢者等避難》

『緊急放送。緊急放送。こちらは、多気町災害対策本部です。警戒レベル3 高齢者等避難発令。
警戒レベル3 高齢者等避難発令。
高齢者等避難発令。

(状況により下記①②③のいずれか。)

①△△川の水位が上昇し、今後、河川が氾濫するおそれがあります。

②大雨により、今後、土砂災害の危険性が高くなることが予想されます。

③大雨により、今後、河川の氾濫、土砂災害などの危険性が高くなることが予想されます。

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区（の浸水想定区域）に対して警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。防災マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。』

《避難指示》

『緊急放送。緊急放送。こちらは、多気町災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示発令。警戒レベル4 避難指示発令。』

（状況により下記①②③のいずれか。）

- | |
|----------------------------------|
| ①△△川の水位が上昇し、河川氾濫の危険性が高まっています。 |
| ②大雨により、土砂災害の危険性が高まっています。 |
| ③大雨により、河川の氾濫、土砂災害などの危険性が高まっています。 |

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区（の浸水想定区域）に対して警戒レベル4 避難指示を発令しました。全員速やかに避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。

防災マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。ただし、避難所等への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。』

《緊急安全確保》 この情報が必ず発令されるとは限りません

『緊急放送。緊急放送。こちらは、多気町災害対策本部です。警戒レベル5 緊急安全確保発令。警戒レベル5 緊急安全確保発令。』

（状況により下記①②③のいずれか。）

- | |
|--|
| ① △△川の水位が上昇し、河川の氾濫が発生している恐れがあります。（発生しました。） |
| ② 大雨により、土砂災害が発生している恐れがあります。（発生しました。） |
| ③ 大雨により、河川の氾濫、土砂災害が発生している恐れがあります。（発生しました。） |

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区（の浸水想定区域）に対して警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

〇〇地区（の浸水想定区域）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい場所に移るなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。』

(8) 避難指示等の解除

以下の全ての点を確認した上で総合的に判断し、避難指示等を解除する。

- | |
|------------------------------------|
| 大雨、洪水警報、土砂災害警戒情報が全て解除になっている。 |
| 河川の水位がピークを過ぎ、はん濫注意水位（警戒水位）を下回っている。 |
| 気象状況等から水位が再上昇する恐れがなくなっている。 |
| 河川、土砂災害危険箇所等の現地調査を行い、安全性が確認できる。 |

4 避難誘導対策

避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の住民が利用する施設について、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

5 情報収集体制の整備

防災気象情報の収集については、ガイドラインを参考とし、必要に応じ、津地方気象台、国土交通省河川事務所、県建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、町長が気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携を図れるよう

にしておく。加えて、同一の水系を有する上下流の市町とも、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、平素から連絡体制を整備する。

6 避難所運営対策

県の実施する避難所運営対策に沿った、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

7 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、飲料水、生活必需品等の物資のほか、避難者の良好な居住環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材の確保に努める。避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について町民に啓発する。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

8 要配慮者対策

- 「要配慮者」：乳幼児、高齢者、障害者、外国人、旅行者等の特に配慮を要する方
- 「避難行動要支援者」：要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方
- ※「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の用語は平成25年の災害対策基本法改正時から使用されるようになったが、多気町では「災害時要援護者台帳」の名称で長年普及啓発をしているため、「災害時要援護者台帳」、「多気町災害時要援護者支援活動実施要領」の用語については当面の間、継続使用する。

県の実施する要配慮者対策に沿った、地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に誰もが利用しやすい環境の整った福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、国の基準に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、国の基準に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。なお、避難支援等関係者となる者、名簿に掲載する範囲等については町災害時要援護者支援活動実施要領に準じて行うものとする。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内および水防法に基づく浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対し、利用者が円滑かつ迅速な避難を図るための計画策定や避難訓練等に積極的に協力する。

町独自の避難行動要支援者対策として、町災害時要援護者支援活動実施要領に基づき、災害発生時の支援が必要な方のうち、登録に同意をいただいた方の災害時要援護者台帳を作成し、その登録情報を地域支援者、自主防災組織（区）、民生児童委員、消防団、消防、警察、社会福祉協議会等と共有し、災害時の体制を整え、避難行動要支援者の避難支援を行う。

さらに、救急及び緊急時に迅速な支援を行うため、救急カプセル配布事業の推進を図る。

9 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、町及び地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

10 ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫等のペット同行の避難者を適切に受け入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。

11 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

12 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。また、避難所運営訓練を通じて感染者の隔離や専用の動線確保を確認するほか、避難所での生活ルールについて住民に啓発する。

避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

13 タイムラインの導入

数日前から、ある程度規模や進路等の予測が可能な台風や前線を伴う大雨等に対して、町や県その他の防災関係機関が、到達までのリードタイムを活かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めようとする三重県版タイムラインの策定や、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について検討する。

【自主防災組織や関係施設等が実施する対策】

1 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿、災害時要援護者台帳の整備、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2 入所者等避難行動要支援者にかかる避難対策の推進

福祉施設等の所在地や入所する避難行動要支援者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結等の施設の避難対策に努める。

特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内および水防法に基づく浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等の管理者は、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう避難確保計画の策定や定期的な避難訓練等を実施する。

3 施設利用者にかかる避難対策の推進

不特定多数の者が利用する施設の施設管理者は、施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等の施設の避難対策に努める。

4 観光客等にかかる避難対策の推進

県と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

【住民が実施する対策】

1 避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、たとえば土砂災害については、山側とは反対側の2階の部屋に待避するなど、地域で起こりうる災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努める。

2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の支援対策等、地域の避難対策に協力す

るよう努める。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

第3章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

主管課：総務課、建設課、環境生活課、関係各課

目標

耐震化等の対策を進め、災害時でも公共施設の機能が維持できるよう努める

対策

【町が実施する対策】

1 町有建築物

被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物等、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

2 一般建築物

病院、社会福祉施設、学校等多人数が集合する建築物及び事業所施設については、町有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう指導する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

3 ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものへの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

4 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を促進する。

5 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する等、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。尚、仮設住宅の供給にあたっては、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮したものとす

6 建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部、県が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部及び災害対策本部と判定士との調整連絡にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成や確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

(3) 体制の整備

判定方法、派遣要請等について、行政庁間（国、県、町）で相互に緊密な連携を取るとともに、体制の整備に努める。町内もしくは近隣市町に居住する被災建築物応急危険度判定士にあつては、密に連絡をとり、発災後、迅速に活動できるよう平時の連絡体制の構築に努める。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について、住民への周知に努める。

【住民・建築物の所有者が実施する対策】

自ら管理または所有する建築物等の耐震診断を行うとともに、基準に満たない場合は、耐震補強工事に努める。また、大規模な延焼とならないよう不燃化等の対策に努める。

第2節 道路・河川等の防災対策の推進

主管課：建設課、総務課

目標

道路や河川等の防災・減災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 道路の防災・減災対策

- (1) 国道・県道等の広域幹線道路は、国・県等に要望し、整備の促進を図る。
- (2) 国道・県道に接続する幹線道路等の拡幅を図るとともに、町道の適切な維持管理を行う。
- (3) 耐震性の低い橋りょうは、架替・補修等の整備促進を図る。

2 河川の防災・減災対策

(1) 河川の整備

町管理河川については、計画的な河川の整備を推進するとともに、国・県管理河川については、国・県等に要望し、整備の促進を図る。また、近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、降雨や河川水位の状況を把握するための雨量計や水位計の設置や主要な河川の洪水ハザードマップの作成等のソフト面からの減災対策を実施する。

(2) 施設の維持管理

水門・樋門等、定期的な巡視・点検を行い、町管理公共土木施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。また、修繕等が必要な施設については、工事を実施し、適切に維持管理を行う。

3 水防体制の整備

三重県水防計画に基づき、必要な水防体制を確立する。

4 湛水防除対策

局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水被害が起こることが想定されるため、町管理の排水路、樋門及び堤防の防災施設の整備事業を計画的に実施する。国・県の管理箇所については、国・県等に要望し、整備の促進を図る。

第3節 危険物施設等の防災対策の推進

主管課：総務課

目標

被害を最低限にするため、危険物施設等の防災・減災対策の推進を図る

対策

【町・消防機関が実施する対策】

1 危険物施設管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導する。

2 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

3 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

4 危険物施設の耐震化の促進

危険物施設の耐震化の強化を促進する。

5 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

第4節 地盤災害防止対策の推進

主管課：総務課、建設課

目標

土砂災害対策、ため池改修等地盤災害防災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を自主防災組織・地域・住民に周知する。

1 土砂災害対策

項目	概要
警戒避難体制の整備に向け定める事項	避難所の設置
	避難指示等の発令時期決定方法
	気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
	避難誘導責任者
	避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知
	土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知
土砂災害警戒区域等のパトロール	
その他必要事項	特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 ため池改修事業

町内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、大半が江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が著しく、決壊の危険性を有していることから、災害防止上、緊急度が高いため池から改修工事を実施するよう努める。

3 液状化対策

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であることから、地盤の液状化危険度調査を実施するなど、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

(2) 被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(3) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

第5節 農地・森林の防災対策の推進

主管課：農林課、建設課

目標

農地や森林に対する防災・減災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 農地の防災対策

(1) 基幹水利施設の補修

国営又は県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、幹線水路等の基幹的施設について、必要な補強工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

(2) 農業水利施設の保全対策

県営土地改良事業で造成された農業水利施設について、不具合が生じる前に機能診断を適切に行うとともに、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

(3) 防災ダム・防災ため池の整備

河川の上流に洪水調節用ダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修や、既設の農業用ため池への洪水調節機能の賦与及び改修等を行い、下流沿岸耕地及び農業施設等の洪水被害を防止する。

2 森林の防災対策

(1) 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山施設等を緊急度の高いものから計画的に施工する。

また、局地的大雨による災害は、住民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努めるとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施する。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進する。

3 災害時の農作物等被害軽減対策

(1) 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会が機能できるよう組織強化に協力する。

(2) 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

(3) 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

- ①災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- ②災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

4 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所において、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行うほか、罹患家畜の収容、農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の伝達指導を行う。町は、各種災害による農作物等の被害（病虫害を含む）や家畜伝染病の発生及びまん延を最小限に留めるための防災営農体制を確立し、防災営農技術、気象情報等の関係者への迅速な伝達経路と指導体制の強化に努める。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

主管課：総務課、建設課

目標

緊急輸送ネットワークを確立するなど広域的な応援・受援体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に周知する。

2 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

(2) 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路確保が困難な箇所の道路構造強化を進める。

また、緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

3 航空輸送対策

(1) 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

4 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ(一社)三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

主管課：総務課

目標

迅速で適切な応急活動体制が取れるよう災害対策機能の整備及び確保を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保等の整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

町本庁舎以外の機関等、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 職員への防災教育・防災訓練の実施

町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、県等が実施する職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- ① 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報に関する知識、内容、性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ④ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ⑤ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- ⑥ 職員等が果たすべき役割
- ⑦ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑧ 職員が各家庭において実施すべき災害対策
- ⑨ 図上訓練等を通じた災害時事務マニュアルの内容検証

3 職員の防災対策の推進

職員は、住民に求める自助の取組みを率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定等、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策活動に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

4 消防力の強化

災害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進等活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進する。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

5 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

主管課：総務課、町民ほけん課、町民課

目標

災害時に必要とする情報の収集及び伝達が行える体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

(1) 災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

2 被害情報収集・伝達手段の整備

(1) 防災行政無線の整備等

町防災行政無線の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の災害対策に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

(2) 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

3 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

4 通信事業者、電気事業者、放送事業者等との連携強化

災害発生時にスムーズに連携が取れるよう、平常時から連絡調整や役割の確認等、関係各事業者との連携強化を図る。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

主管課：総務課、町民ほけん課

目標

医師会、薬剤師会、歯科医師会及び医療関係機関等と連携し、災害医療体制の整備を図る
医療品資源の確保のため、供給体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 医療・救護体制の整備

(1) 配備体制・連絡体制の事前準備

医師会等の医療関係機関と協議して、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制、及び災害時において救護所が設置された場合の医師、看護師、医療事務員、薬剤師等の配備体制等について定めるよう努める。平時から医師会等の関係機関の協力を得て、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制及び災害時において医療救護所を設置した場合に協力いただける看護師や医療事務員等コメディカルの確保に努める。

(2) 医療救護所活動要領の制定

医療救護所の運営や必要となる医療・衛生材料の確保等について、「多気町災害時医療救護所設置及び活動要領」を定め、平時から医療救護体制について松阪地区医師会等関係機関と協議する。

(3) 消防署等との連携

町と松阪地区広域消防組合は、医療救護所の設置、救護班の編成、出動について松阪地区医師会と協議して計画を定める。

(4) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利活用

災害時に発生する多くの負傷者を受け入れることが可能な町内の医療機関の状況について、平時はもとより災害時においても的確に把握できるよう、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利活用を推進する。

(5) 医療機関等との連携

済生会松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、松阪地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療機関との連携強化を図る。

(6) 住民等への周知

医療機関の被害も予想され、負傷者が多数で収容できない場合を想定し、あらかじめ医療救護所の設置、救護班の編成等について関係機関等で検討構築し、住民等への周知を図る。

(7) トリアージ

大規模災害時に医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージタグの標準化、保管方法、配布方法、救急隊員等への教育、研修等について関係機関等で検討し、迅速な医療体制の構築を図る。

2 患者搬送体制の検討・協議

町内の救護所や医療機関での対応が困難な重症患者が発生した場合に備え、救急車、ヘリコプター等を利用した患者搬送手段について、松阪地域医療対策協議会等の機会を活用し、県及び関係機関と協議・検討を進める。

地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者や福祉タクシー等、患者

搬送の緊急度に応じた搬送手段の確保に努める。

3 医療品等の供給体制の整備

日頃より保健衛生用資機材等の備蓄に努める。他府県や他市町村からの援助物資の活用を図るため、その受入体制及び供給体制の整備を図る。

4 医療・救護機能の確保

町長は、あらかじめ医療施設の利用について松阪地区医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成等災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取組む。

5 訓練の実施

関係機関と連携し、災害時の情報伝達訓練や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力訓練等を実施する。

【災害時医療・救護関係機関が実施する対策】

1 医療・救護体制の整備

前述の「1 医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

(1) 医薬品・衛生材料等の備蓄

災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を医師会・薬剤師会等と連携し備蓄を検討するとともに、関係機関に流通備蓄の確保に努めるものとする。

(2) 医薬品・衛生材料等の調達・分配

県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。

必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。

透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

前述の「4 医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

【住民が実施する対策】

1 災害時の受療計画等にかかる事前対策

災害時の避難所、救護所等の設置場所等地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等の備蓄に努める。また、生命維持装置を使用している家族がある場合には、予備のバッテリーや非常用発電機の確保に努める。

2 自主防災組織等による取り組み

自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護活動が行えるように、地域の訓練で応急手当やAED使用訓練を実施する。

第4節 応援・受援体制の整備

主管課：総務課

目標

関係機関と連携し、応援・受援体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 市町間の応援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力を努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

2 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

3 応援協定団体の受援体制の整備

町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

4 防災関係機関との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援が円滑に行えるよう、情報・連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、実動・図上訓練を実施し、防災関係機関との連携体制の整備を図る。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

主管課：商工観光課、総務課、農林課

目標

大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給に関する体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害時用物資等の備蓄、調達・受け入れ・供給体制の構築

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。

2 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。

3 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄

災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。

4 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築

食料や生活必需品等については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

精米については、県内の卸売業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の把握を行っておく。

5 家庭における災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

6 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所等、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

【事業者等（食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者）が実施する対策】

1 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

町と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実施する防災訓練等への協力を努める。

【自主防災組織等が実施する対策】

1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

被害が想定される地域等においては、避難先に個人用備蓄品を保管する等、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

【住民が実施する対策】

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進

主管課：総務課、上下水道課

目標

ライフライン関係機関と連携し、防災・減災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 上下水道施設

上下水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 耐震性の強化

上下水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行うとともに、自家発電施設を備える等災害に強い上下水道の整備を図る。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

上下水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21締結）」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

(4) 下水道事業の業務継続計画（下水道BCP）の策定

大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断されず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるように「業務継続計画（下水道BCP）」を策定する。

2 ライフライン関係企業との連携強化

災害時において、ライフライン関係企業との連携が適切に図れるよう、平常時からの連絡体制構築及び情報共有に努める。

【ライフライン関係企業が実施する対策】

電気事業者等ライフライン関係企業は、災害時の被害軽減や安定した供給体制等の維持を図るため、防災体制の整備に努めるとともに、情報伝達体制の確立を図る。

第7節 防災訓練の実施

主管課：総務課

目標

図上訓練や実動訓練等を実施し、町・地域・住民・企業の災害対応力の向上を図る

対策

【町が実施する対策】

1 多様な防災訓練の実施

町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者、事業所等、多様な主体の参画に努める。

2 県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

3 自主防災組織（自治会）、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織（自治会）や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに多様な主体の参画を得たものとなるように働きかける。

【企業・事業所等が実施する対策】

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

【自主防災組織等が実施する対策】

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫する。また、訓練への要配慮者や事業所等、多様な主体の参画に努める。

2 町・県等の防災訓練への協力・参加

町や県等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

【住民が実施する対策】

1 町・地域等における防災訓練への参画

町、県、地域等が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

主管課：環境生活課

目標

適切な処理ができるよう広域的な連携体制の構築を図る

対策**【町が実施する対策】****1 多気町災害廃棄物処理計画の策定**

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町地域防災計画と整合を取り、「町災害廃棄物処理計画」を策定する。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携等、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

2 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市（松阪市）と必要な調整を行う。また、町は、広域的な協力体制の整備に努める。

3 応援体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

4 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

5 管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から地震・風水害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

第9節 特定自然災害への備え

主管課：総務課、関係各課

目標

住民や事業者が適切な行動がとれるよう防災意識の向上を図る

対策

【町が実施する対策】

1 局地的大雨対策

具体的施策	概要
河川、下水道及び道路の適切な維持管理	町管理河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。 町管理下水道施設について、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。 町管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。
情報収集・伝達体制の整備	局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。 また、これらの情報の町・防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。
ハザードマップの作成・活用	国・県が作成する資料等を活用してハザードマップ等を作成し、住民等への情報提供を行うとともに、災害からの避難・誘導訓練等への活用を図る。
局地的大雨対策に関する知識の啓発	局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。
農林業への被害防止	局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。
住民等への意識啓発	住民・事業者等が災害に対する情報収集及びそれに伴う避難等を適切に果たすことができるよう、住民等への啓発を行う。

2 竜巻等突風対策

具体的施策	概要
関係機関・県との情報伝達体制の整備	津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を町に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。
農林業への被害防止	竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。
住民等の意識啓発	住民・事業者等が災害に対する情報収集及びそれに伴う避難等を適切に果たすことができるよう、住民・事業者等への啓発を行う。

3 雪害対策

具体的施策	概要
ライフライン施設等の機能の確保	上下水道施設等ライフライン施設の機能の維持に努め、雪害に対する安全性の確保を図る。
災害情報の収集・伝達体制の充実	津地方気象台から、大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を住民に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。
道路除雪対策	大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。
農林業への被害防止	降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。
住民等の意識啓発	住民・事業者等が災害に対する情報収集及びそれに伴う避難等を適切に果たすことができるよう、住民・事業者等への啓発を行う。

【住民・事業者等が実施する対策】

1 局地的大雨対策

具体的施策	概要
地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認	住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や町等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害警戒区域等の情報も活用し、想定される災害を事前に確認する等の対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努める。
局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得	住民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」等の活用方法を事前に習得するよう努める。 また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）等を学習するよう努める。
建築物等の地階における避難体制の整備	特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員等への防災教育、訓練を実施するよう努める。

2 竜巻等突風対策

具体的施策	概要
住居・施設等の予防対策	<p>住民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用等による窓ガラスの飛散防止対策等を講じるよう努める。</p> <p>また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。</p>
竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得	<p>住民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」等の活用方法を事前に習得するよう努める。</p> <p>また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみ等が巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）等を学習するよう努める。</p>

3 雪害対策

具体的施策	概要
車両の事前防護措置	<p>降雪時においても車両を使用する住民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。</p>